



# いろいろな支援

お子さんの発育や発達に心配がある場合や、障がいのあるお子さんをお持ちのご家庭、ひとりでお子さんを養育されるご家庭への支援をご紹介します。

## 発達に心配のあるお子さん

### こども発達センター

ことば、運動、行動、情緒などの発達に心配のあるお子さんに対して、遊びや活動を通してお子さんの発達を促す支援を行っています。センターの中には、相談を受ける「こども発達相談室」と、通園施設の「児童発達支援センターあおぞらキッズ」「医療型児童発達支援センターおひさまキッズ」があります。

### こども発達相談室（外来）

こんな心配はありませんか

- 運動発達が遅い、動作や手先が不器用
- ことばが遅い、耳のきこえが心配、発音がはっきりしない、どもる
- 目があいにくい、落ち着きがない  
お友だちとうまく遊べない など

問合せ こども発達相談室 ☎ 370-3577

### あおぞらキッズ（通園）

行動、情緒、知的発達に課題をもつ2～5歳児のお子さん

電話 ☎ 376-1113

### おひさまキッズ（通園）

主に運動発達に課題をもつ2～5歳児のお子さん

電話 ☎ 370-3561

### こども発達センター分館そよかぜキッズ（通園）

児童発達支援 放課後等デイサービス

住所 稲荷木 1-14-1

電話 ☎ 712-6555

● 通園については…

※直接各キッズにお電話ください。

※ご利用には障害児通所受給者証が必要です。

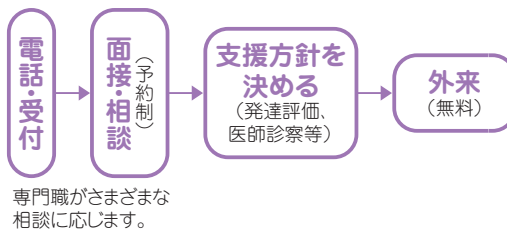
● 就学相談 → P16

● 幼稚園のひまわり学級 → P30

● 特別支援学校、特別支援学級 → P33

● 特別支援教育就学奨励費 → P34

## 相談のながれ



### 個別療育

専門職員が個別に評価や指導・訓練を実施

- 作業療法士、理学療法士の指導は18歳まで
- 言語聴覚士・臨床心理士による指導は主に就学前までの幼児
- 必要に応じて、家庭、保育園、幼稚園、学校などに訪問支援

### 療育グループ

年齢や発達に応じて行うグループ支援

### 幼児ことばの教室



大洲4-18-3



## 言語聴覚士・臨床心理士からのメッセージ

「ことばが遅い」「お友達と遊べない」などの心配事の相談に応じます。お子さんの発達のスピードや特徴は一人ひとり違います。お子さんの発達に合わせた適切な関わり方を知ることで、子育てがしやすくなります。

# 発達障害の特徴と対応

## 理解されにくい“発達障害”～しつけ、それともわがまま？～

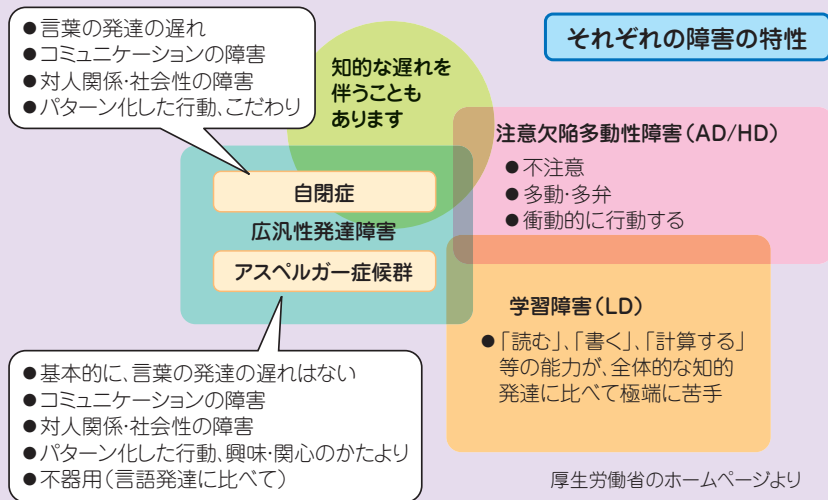
保育園や幼稚園の集団生活の中で「落ち着きがない」「友だちとうまく遊べない」「ルールを守れない」というお子さんがいます。

これらは、親のしつけが悪い、わがままな子と思われがちでしたが、その中には「発達障害」のあるお子さんがいることが分かってきました。

発達障害とは、知的な遅れがない、または軽度なのに、発達に偏りがあり、周りからは理解されにくい障害です。原因はまだよくわかっていませんが、現在では脳機能の障害と考えられています。

発達障害は周りから理解されにくいいため、誤解を受けやすく、不登校やいじめを受けたりする二次的な問題を引き起こす場合もあります。しかし、お子さんの発達の特性を知り、環境を整えたり、理解しやすい方法で伝えるなど適切な支援をすることで、幼稚園や保育園の中で友だちと楽しく一緒に過ごすことが出来るようになります。

発達障害は早期発見、早期支援がとても大切です。



### ●広汎性発達障害

(自閉症・アスペルガー症候群など)

他人とのやり取りが苦手で一面的になりやすい、言葉の発達の遅れ、興味関心が狭く特定のものにこだわるなど

### ●注意欠陥多動性障害 (ADHD)

気が散りやすい、落ち着きが無い、何かに駆り立てられるように衝動的な行動をとるなど

### ●学習障害 (LD)

聞く・話す・読む・書く・計算するなど、ある特定の苦手な分野がある

幼児期にはあまり気付かれませんが、小学生になって目立ってくる

## 子ども発達センターへの“よくある質問”

子どもの発達のスピードや特徴は一人ひとり違います。お子さんの発達に合わせた適切な関わり方に悩んだときは、ひとりで抱えこまず、子ども発達センターの専門職員と一緒に考えていきましょう。

### ●例えばこんな心配の時…。

**Q. ことばが遅いのが心配です。**

**A. ことばの発達は個人差が大きいものです。**

お話しできることばが少なくても、こちらのことばが理解できて、ジェスチャーなどを使って、気持ちのやり取りができていれば、あせらず成長を見守っても良いでしょう。

ご心配であれば、一度専門家に相談することをお勧めします。接し方やことばかけのヒントなど、一緒に考えていきましょう。

子ども発達センターでは主に言語聴覚士が対応します。

**Q. 友達とうまく遊べません。**

**A. お子さんはどんな遊びを喜びますか。**

ご両親に遊び相手をしてもらうことを喜んだりお友達の遊びに興味を持っていることがあるなら、人と関わる準備が進められている最中と思われます。ご心配でしたらご相談にお越しください。

人との関わり方の糸口を一緒に探していきましょう。

子ども発達センターでは主に臨床心理士が対応します。



いろいろな支援

市川市子ども発達センターのホームページに、その他、Q&Aなどを掲載しています。参考にしてください。

市川市のホームページから → [子ども発達センター](#) [検索](#)

# 障害のあるお子さん

## 手帳の交付

### ●身体障害者手帳

身体に障害のある方が各種の支援を受けるために必要な手帳です。

**対象** 上肢・下肢・体幹・目・耳・言語・心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫に障害のある方。

### ●療育手帳

知的障害のある方が、一貫した指導・相談など各種の支援を受けやすくするための手帳です。

**対象** 児童相談所において知的障害児と判定された方

### ●精神障害者保健福祉手帳

精神疾患のある方が、各種の支援を受けるために必要な手帳です。

## 障害のあるお子さんのための各種福祉手当

手当の種類	対象者
障害児福祉手当(国)	20歳未満で、重度の障害にあるため日常生活において常時の介護を必要とする方 ※審査あり
市川市心身障害児福祉手当(市)	20歳未満で手帳の等級が一定以上の方の保護者 ※障害児福祉手当受給者は対象外
特別児童扶養手当(国)	20歳未満で、重度または中程度の障害にある方の保護者 ※審査あり

※施設入所者(通所は除く)は対象外

※父母または養育者の所得が限度額を超えている場合などの支給制限あり

## 日常生活のサポート

### 障害児通所支援サービス

#### ●児童発達支援

障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

#### ●医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

#### ●放課後等デイサービス

障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、通所により、生活上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

#### ●保育所等訪問支援

保育所など児童が集団生活を営む施設等に通う障害児について、その施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援などを行います。

**対象** 身体障害児、知的障害児、精神障害児、難病患者と認定された方

**費用** 利用料の1割

**問合せ** 発達支援課 ☎370-3561

### 障害児相談支援

上記のサービスや支援を利用する場合に相談支援専門員が保護者の意向を伺い利用計画を作成します。

**対象** 身体障害児、知的障害児、精神障害児、難病患者と認定された方

**費用** 利用者負担 無

**問合せ** 発達支援課 ☎370-3561

### 短期入所(ショートステイ)

心身障害児の保護者が、疾病その他緊急でやむを得ない事情により介護できなくなった場合、障害児を一時的に施設で預かります。

**対象** 身体障害児、知的障害児、精神障害児、難病患者と認定された方

**費用** 利用料の1割

### 日中一時支援事業

障害児の日中における活動の場を確保することで、障害児を日常的に介護している家族に対し就労支援や一時的な休息を提供します。

**対象** 日中において、介護する方がいないため一時的に見守りなどの支援が必要と認められる障害児

**費用** 利用料の1割

### 移動支援

障害児が社会生活に必要な外出をする際や余暇活動などの社会参加のために外出する際の移動を支援します。

**対象** 知的障害児、精神障害児、身体障害児(一部条件があります)、難病患者と認定された方(一部条件があります)

**費用** 利用料の1割

### 一時介護料助成

障害児が一時的に有料で介護を受けた場合、その介護料の全部または一部を助成します。

**対象** 身体障害者手帳所持者1~3級、療育手帳所持者

医師により精神障害者と診断されている方、難病患者と認定された方 ※以下の方の介護を受けた場合は助成できません。

●配偶者及び3親等以内の血族及び姻族、又は住居生計が同じ方

●地方公共団体が補助金などを支出している民間レスパイト事業者

**費用** 世帯の収入により異なる

### 民間レスパイト事業(一時預かり)

障害を持つ方ご本人を一時的にお預かりし、ご家族などの介護者が休息、息抜きできるよう援助します。介護者がリフレッシュし、新たな気持ちで介護できることを目的としています。

**対象** 障害をお持ちの方

**費用** サービスを提供している事業所それぞれの料金設定で実費となります。ご利用の際には、事前に各施設までお問い合わせください。

●地域生活支援センターCan ☎337-1301

●オリーブの家 ☎375-6513

●レッツ・レンコン ☎359-4733

その他、市川市難病患者等福祉手当の支給や、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付などがあります。詳しくは障害者支援課までお問い合わせください。

**問合せ** 障害者支援課 ☎334-1168

## 「布の絵本」と「マルチメディアDAISY図書」を貸し出します

図書館では、障害のある方のために、直接触って楽しめる「布の絵本」とパソコンを利用した「マルチメディアDAISY図書」を貸し出しています。

## 障害がある保護者の方へ

### ホームヘルプ（居宅介護）

日常生活を営むのに著しく支障をきたしており、家族が介護を行うことができない状態にある家庭に、ホームヘルパーを派遣して、ご本人の食事や身のまわりのお世話をしたり、子育てを支援したりします。

**対象** 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者と認定された方  
**費用** 利用料の1割  
**問合せ** 障害者支援課 ☎334-1168

## ひとり親で育児をされる方へ

### ひとり親家庭相談・婦人相談

ひとり親家庭の生活全般、子どもの養育、資金の貸付や就労に向けた相談などに応じます。

### 母子父子寡婦福祉貸付金

満20歳未満のお子さんを養育している母子家庭や父子家庭、満20歳以上の子どもがいる母親でかつて母子家庭であった寡婦の方の経済的自立を応援するための貸付資金です。

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、就職支度資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、などがあります。（貸付条件あり。県の審査会にて可否を決定）

### 自立支援教育訓練給付金等事業

母子家庭の母親や父子家庭の父親が適職に就くために必要と認められ、講座を受講した場合、その費用の一部を支給します。対象となる講座は、厚生労働大臣指定教育訓練講座です。（所得制限あり・受講申込み前に申請必要）

### 高等職業訓練促進給付金事業

就職に有利な資格を取得し、生活の自立を目指すひとり親家庭の母親や父親を支援するため、修学中の生活費の一部を支給します。対象者は、児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準の方で、対象資格は、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などです。

### 自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当を受給する母子家庭の母親や父子家庭の父親の就労と自立を支援するため、市のプログラム策定員が面接に応じ、相談者の意向や生活状況、職歴などを考慮し、ハローワークとも連携しながら相談者の状況にあった就労を支援します。

**問合せ** 子ども家庭総合支援センター（子育て支援課） ☎711-0679  
（地図→ P4）

### 児童扶養手当

離婚、死亡などにより、父又は母と生計をともにしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。児童に基準以上の障害のある場合は20歳に達する日の前日まで）を養育している方、ならびに父又は母に重度の障害がある場合に支給します。

ただし、父に対しては「児童と生計を同じくし、父母に代わって養育している方は「児童と同居して監護し、かつ生計を維持して」いなければなりません。（所得制限あり）

### ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（児童に基準以上の障害のある場合は20歳に達する日の前日まで）の児童及び、ひとり親家庭の父母等に医療費の一部を助成します。（所得制限あり）

### 遺児手当

両親もしくはどちらか一方が死亡、事故などにより1年以上の生死不明、あるいは災害によって1・2級程度の障害となった義務教育修了前の児童を養育している保護者の方に支給します。（所得制限あり）

**窓口** こども福祉課／行徳支所福祉課  
**問合せ** こども福祉課 ☎334-1178

